

2025 年 7 月 18 日

## 「米国の国際原子力プレゼンス堅持に挑むトランプ政権」

一般財団法人日本エネルギー経済研究所  
資源・燃料・エネルギー安全保障ユニット 上級スペシャリスト  
伊藤 庄一\*

国際エネルギー機関（IEA）は、2025 年 1 月に発表した「[The Path to a New Era for Nuclear Energy](#)」の中で、世界の電力需要増加率が過去 10 年間で倍増しており、「新たな電力の時代（Age of Electricity）」に入り、国際社会の原子力に対する関心は 1970 年代の石油危機以来もっとも高い水準に達していると評価した。同年 6 月、[世界銀行](#)は国際原子力機関（IAEA）と原子力開発の協力に関するパートナーシップ協定を締結し、原子力分野への融資を再開することを発表した。

「エネルギー支配（Energy Dominance）」をスローガンとするトランプ政権は、原子力産業に対する政府支援を加速化しつつある。5 月 23 日、トランプ大統領は、国内原子力発電量の大幅増大および国際原子力市場における米国プレゼンスの強化を目標として、4 つの大統領令（以下、「Executive Order: EO」と略）に署名した。その背景には、一つに、人工知能（AI）の普及やデータセンター設立の急増に伴う、電力需要の大幅な増大がある。もう一つに、国際原子力市場におけるロシアや中国のプレゼンスが急拡大するなか、原子力の平和利用（核不拡散）の維持に関する懸念の高まりがある。一連の EO には、エネルギー安全保障の観点に止まらず、軍事分野との関連を強調する、国家安全保障の観点が色濃く反映されている<sup>1</sup>。

エネルギー情報局（U.S. Energy Information Administration）の [Annual Energy Outlook 2025](#) は、米国の電力需要が 2040 年に対 2025 年比 27%増、2050 年には同 46%増になると試算する（Reference Case）。[商業部門](#)では、特にコンピュータ分野の電力消費増加が著しく、同部門の中で占める割合は、2024 年の 8%から 2050 年には 20%に上昇すると予測されている。EO 第 [14300](#) 号「Ordering the Reform of the Nuclear Regulatory Commission」は、エネルギー多消費型の最先端産業（AI や量子コンピューティングを含む）の国際的競争力を高め、国家安全保障と経済安全保障上の利益を守るためにも、豊富なエネルギーを確保することが死活的に重要であるとし、米国内の原子力発電設備容量を 2050 年までに 400GW（対 2024 年比 4 倍）に引き上げることを目標として掲げた。そして先進炉を含む原発の導入促進や、世界の原子力市場において米国がリーダーシップを再構築するために、原子力規制委員会（Nuclear Regulatory Commission）による承認プロセスを簡素化・迅速化することを命じて

---

\* 本稿は、筆者の個人的見解であり、必ずしも所属先の見解を示すものではない。

いる。

EO 第 [14301](#) 号「Reforming Nuclear Reactor Testing at the Department of Energy」には、エネルギー省 (DOE) に対し、同省の管理下にある先進炉の審査・承認・配備の迅速化をするために必要な規制や指針、手続きの改訂を指示すると共に、開発途上にある次世代原子炉に関しても DOE の管轄権を最大化することが明記された。また、EO 第 [14302](#) 号「Reinvigorating the Nuclear Industrial Base」では、AI 関連データセンターの設立と米国の経済競争力の強化を念頭に、2030 年までに既設炉出力の 5GW 増強、大型炉 10 基新設の重視、先進炉の導入促進に向けた核燃料サプライチェーン (国産核燃料の増大等を含む) 強化の必要性等が強調されている。

トランプ政権が原子力産業に大がかりな挺入れを図る背景には、国内電力システムの安定や国際的な経済競争力の維持といった次元に止まらず、中国とロシアによる原子力分野を通じた地政学的影響力の拡大を牽制し、国際社会における核不拡散問題に関する米国の発言力を強化・維持する狙いがある。

現在、[中国](#)では 58 基の原子炉が運転中、32 基が建設中であり、世界最大の原発保有国である米国 (94 基) に迫りつつある。また、世界が分断化するなか、中露は国家戦略として、特にグローバルサウスに向けた原子力関連資機材・技術の輸出に躍起になっている。2017 年以降に建設が開始した 52 基の原子炉のうち、25 基が中国製、23 基ロシア製であり (2024 年末時点)、これら両国が[世界の原子力市場](#)を席卷しつつある。

EO 第 [14299](#) 号「Deploying Advanced Nuclear Reactor Technologies for National Security」では、先進的原子力技術の開発、実証および導入の加速化は、単なるエネルギー供給能力増大の問題に止まらず、国家安全保障の観点から焦眉の課題であると位置づけられた。先進炉 (第 3 世代+炉、小型モジュール炉 [SMR]、マイクロ炉等を含む) の国内普及ならびに輸出を本格的に促進しなければ、これら技術の輸出を急ぐ敵国 (adversaries) によって国際原子力市場が圧倒され、延いては米国の国家安全保障が脅かされる可能性に警鐘を鳴らしている<sup>2</sup>。また、20 ヶ国以上との間で原子力協定 (通称「123 協定」) の締結に向けて新たな交渉に臨むことや、今後 10 年以内に同協定が失効する国々との間でも再交渉を積極化する方針が示された<sup>3</sup>。核燃料 (ウランやプルトニウム) の自給率や加工・再処理能力の拡大を含む国内サプライチェーン強化の重要性等についても強調されている。

核不拡散条約 (NPT) の第 4 条には、「原子力の平和的利用は締約国の『奪い得ない権利』」と明記されているが、先進国と途上国の間では平和的利用の範囲をめぐる論争が続いている。原子力関連資機材・技術の数多くは、デュアルユース (軍民両用) であるが、[原子力供給国グループ](#) (Nuclear Suppliers Group: NSG) 参加国 (現在、米中露を含む 48 ヶ国) には、同資機材・技術を輸出する際、NSG ガイドライン (対象品目およびその平和的移転の条件を規定) に基づくことが求められている。

しかしながら、近年、米国を含む西側と、同ガイドラインの緩和を望む途上国の支持取り付けを図ろうとする中露との間では、溝が広がりつつある。先進国によるデュアルユース技術の輸出規制に関して、途上国側は経済発展の権利を阻害するものと主張するのに対し、中露は同規制を最小限に止めることで、原子力分野を通じた、グローバルサウスにおける影響力を図りつつある。NSG ガイドラインは、元来「紳士協定」に過ぎないこともあり、すでに事実上、形骸化していると言っても過言でない。

世界の原子力市場において、米国がプレゼンスを改めて強化し、維持し続けられるのか、という問題は、核不拡散や核セキュリティの将来を大きく左右することになる。日米同盟においては原子力産業も不可分の関係にあることを踏まえれば、国際社会における原子力の平和的利用の原則を守り抜く上で、日本が果たし得る役割と責務を改めて想起すべきである。

お問い合わせ: [report@tky.ieej.or.jp](mailto:report@tky.ieej.or.jp)

---

<sup>1</sup> 拙稿、「トランプ政権で強まるエネルギー安全保障と国家安全保障のリンクージ」。

<sup>2</sup> 文面上、「敵国」は名指しされていないが、事実上、ロシアと中国を意味していることは明白である。

<sup>3</sup> 123 協定 (123 Agreement) とは、1954 年原子力法第 123 条のことで、他国との間で原子力協力の枠組を構築するにあたり、核不拡散を原則とする二国間協定の締結を義務付けている。